

墨田区 不適切保育防止のための ガイドライン



令和 7 年 3 月
墨田区子ども・子育て支援部

区長からの メッセージ

子どもの最善の利益を
優先するまち
「こども まんなか すみだ」
を目指して



保育施設等で働く職員の皆さん、すみだの将来を担う大切な子どもたちを育むため、日々努力を重ねていただいていることに感謝申し上げます。

墨田区では、保護者の皆様の安心と子どもたちの安全の確保を第一に、「こども まんなか すみだ」の実現に向けた様々な施策を展開しています。

このたび、保育施設等における不適切保育を防止し、子どもたちの人権を守るための指針となるガイドラインを策定しました。

保育現場での日々の実践に活かしていただくことで、誰にとっても安全で、より豊かな保育環境づくりにつながると確信しています。

各施設における保育の質向上のための一助として、このガイドラインをご活用いただくとともに、子どもたちの健やかな成長を支えるより良い職場風土の醸成にお役立てください。

墨田区長 山本 亨

目次

01	ガイドラインの位置づけ	1
02	不適切保育の定義	2
03	不適切保育が起こる背景や要因	3
特集	一斉総点検アンケート	5
04	不適切保育の未然防止策（人権意識）	7
05	不適切保育の未然防止策（職場環境）	9
06	発生時の対応	11

本ガイドラインは、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月・こども家庭庁）」を参考に編集しています。



01 ガイドラインの位置づけ

子どもの安全・安心を提供する場である保育施設等において、虐待等はあるはずではありません。本区においても、保育者による子どもへの虐待や不適切保育に関して、これまでも取組を進めてきました。

しかし、近年では、全国各地の保育施設等において、虐待等が行われていたという事案が相次いでおり、本区においても保育者による園児への不適切保育が発生してしまいました。区としてもこの事態を重く受け止め、不適切保育防止のための取組を、より強化しているところです。

本ガイドラインは、区内保育施設等に従事するすべての保育者が、不適切保育が起こってしまう背景や要因について理解を深め、それを未然に防止するための対策を知ること、園運営改善の取組の推進と保育の質の向上を目指すものです。

また、不適切保育が発生した場合でも、発見者や保育施設等が戸惑ったり躊躇することなく、区と連携した迅速な対応ができるように、発生時の対応フローを明確に示しています。

ガイドライン作成に至るまでの経緯

二度と繰り返さないために

令和6年1月、区内認可保育所において、保育者が複数の子どもに対する性的加害の疑いで逮捕されるという痛ましい事件が発生しました。

区は、これを受けて、直ちに墨田区再発防止検討委員会を設置し、事案の検証を行いました。同年5月に同委員会が取りまとめた報告書により、再発防止策に関する提言が示され、区としても取組を進めてきました。

しかし、こうした中、同年10月には、別の区内認可保育所に従事していた保育者が逮捕される事件が発生しました。

このガイドラインは、こうした経緯を踏まえ、このような事件を二度と繰り返さないための対策の一つとして作成したものです。

02 不適切保育の定義

こども家庭庁がとりまとめた「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月）」によれば、次のように示されています。

各行為の具体例は、あくまで例であり、個別の行為等について、虐待等であるかどうかの判断にあたっては、こどもの状況、保育施設等職員の状況等から総合的に判断するべきですが、その際は、こどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要があります。

虐待とは

① 身体的虐待

こどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

蹴る、叩く、激しく揺さぶる、逆さ吊りにする、ご飯を押し込む、戸外に閉め出す、身体的に拘束するなど

② 性的虐待

こどもにわいせつな行為をすること、又はこどもをしてわいせつな行為をさせること。

下着のままで放置する、こどもの性器を触る・こどもに性器を触らせる、わいせつな言葉を発する・会話するなど

③ ネグレクト

こどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育園の職員としての業務を著しく怠ること。

必要な看護をしない、おむつや汚れた服を替えない、声かけ・抱き上げなどをしていない、適切な食事を与えない、別室に閉じ込める、他の職員の不適切な指導を放置するなど

④ 心理的虐待

こどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など、こどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ことばや態度による脅かし、無視や拒絶的な態度、「バカ」など侮蔑的な言葉、失敗を執拗に責める、自尊心を傷つける言動、孤立的な扱い、感情的な大声の指示、叱責など

不適切保育とは

不適切保育とは、「虐待等が疑われる事案」を指します。

これまで、不適切保育の定義についての曖昧さが指摘されていましたが、令和5年5月にこども家庭庁がとりまとめた「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」において、不適切な保育の位置づけを見直すこととされました。

これにより、「虐待等（こどもの心身に有害な影響を与える行為）が疑われる事案」であれば、不適切保育として取り扱っていくことになりました。

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられる関わり

不適切保育 (虐待等が疑われる事案)

虐待等
(こどもの心身に有害な影響を与える行為)

虐待

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト

心理的虐待

03 不適切保育が起こる背景や要因

不適切な保育が生じる背景や要因には、大きく分けて、保育者一人ひとりの『人権意識』の問題と、『職場環境』の問題の二つがあると考えられます。

人権意識の問題

決して他人事ではない大人たちの人権意識の希薄さ

子どもの人権や人格尊重に関して大人の理解が不十分だと、問題ないと思った行為であっても、不適切な保育になってしまっていることがあります。

また、子どものために良かれと思った行為であっても、実はそれが子どもの主体性や子どもの権利を侵害してしまっている可能性もあります。

私たち保育者が子ども時代に子どもの権利を尊重した関わりをされた体験が今と比較して少なかったことも、自らの行為の問題性に気づけない大きな要因であるといえます。

ケーススタディ① 『叱る』

午睡の時間、子どもの一人が走り回ったりふざけたりして、布団で横になるように注意を促しても、その状況が収まらずにいました。

そこで、保育者の一人は、言うことを聞かなかった子どもに対して、手を取って倉庫に連れていき、暗がりの中で二人きりになり、どうしてみんなと同じように寝ることができないのかをこんこんと説諭しました。

ポイント解説

この保育者は、自分が午睡の当番なのにうまく行かずに困っていたと思います。しかし、伝え方が怖がらせる方法になっており、どのような意図であれ、不適切保育にあたります。

しつけと称する懲罰的な方法や叱り方が許容される雰囲気があった時代には、このようなことが日常の中にあいました。



風通しの悪い職場風土が不適切保育の要因に

保育者の仕事は多岐にわたり、日々の保育以外にも保護者の子育て支援などといった様々なニーズに対応する役割も求められています。一方、私たち保育者一人ひとりが子どもや保護者に丁寧に向き合い、きめ細やかに対応する時間を確保しにくい実態もあります。

その結果、保育者同士で日頃の保育や子どもに向ける言動などについて、振り返ったり、意見交換をしたりする時間も十分に取れず、不適切な関わりに気づくという視点が弱くなってしまいます。

また、園長などの責任ある立場の者が保育者の困りごとや相談に耳を傾けられないと、保育者同士の不和や運営方針、体制への不平不満などに繋がってしまうこともあります。不満を募らせた保育者は苛立ちや焦りを助長させ、精神的に追い込まれた状態となり、子どもとの関わりにも悪影響を及ぼしかねません。

ケーススタディ② 『組織の機能不全』

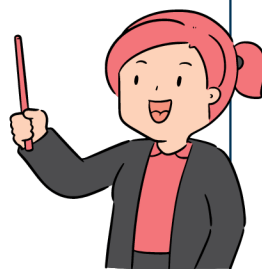
新たに採用された20代の新任保育士。しかし、数日働く中で、職員たちの子どもへの声かけや態度に違和感を覚え始めました。「どうなっても知らないよ」「どうしてそんなこともできないの」などという言葉や威圧的な態度が目に残るようになりました。

そこで、勇気を出して、先輩保育士に尋ねてみたところ、「そんなこと言っている時間があるなら手伝ってくれればいいじゃない」などと言われてしまいました。園長に相談してみても、「その時の状況がわからない」「何か理由があったのではないか」などと言って、取り合ってくれませんでした。

新任保育士は、声を上げて改善されない組織に嫌気がさして、退職を考えるようになってしまいました。

ポイント解説

風通しの悪い保育所の事例です。勇気を出しておかしいのではないかと先輩保育士や園長に声を上げましたが、その声が酌み取られずにうやむやなままになってしまいました。これでは、不適切保育が行われている現状が改善しませんし、声を上げた保育者のほうがあきらめていくというとても理不尽な状況になっています。



特集 区内全保育施設等 一斉総点検アンケート

令和6年11月15日から11月28日までにかけて区内のすべての保育施設等を対象として実施された不適切保育防止のための一斉総点検アンケートの結果に基づいています。

午睡時の体制 あなたの園は大丈夫ですか？



見守りの職員を常に2人以上置いていた保育施設等は全体の約30%



約56%の保育施設等では、その日の体制や時間帯によっては1人になってしまう場面も



残り約14%の保育施設等では、人員の不足などが原因でやむを得ず1人体制に

もしかしたら午睡の対応を任された職員の1人が、部屋に面した押し入れやクローゼットの中に子どもを招き入れるなどして、身体的な暴行を加えたり、わいせつ画像を撮影したりといったことをしているかもしれません。

午睡時に職員1人体制としないことや、職員同士で声を掛け合うことが有効です。

園児への性的暴行で保育者に懲役14年

複数の園児に対し性的暴行を加えたとして逮捕起訴された保育者には、懲役14年の判決が確定しました。この保育者は、午睡の時間、園児を押し入れに誘い出し性的暴行を加えたうえ、その様子をスマートフォンで撮影したといいます。このとき、午睡の見守りにあたっていたのは、この保育者一人でした。区内の園児が被害者となった痛ましい事件です。